

全国一斉 **新型コロナウイルス感染症**

無料

生活相談ホットライン

コロナの影響でローンの返済が難しい

生活に不安があるけど、何か支援が受けられるかな？



コロナ拡大でGOTO中止！キャンセル料を払わないといけないの？

緊急事態宣言で営業時間短縮。暮らしていけない

新型コロナウイルスの影響で生じた様々な問題について、生活困窮・消費者問題・災害支援を専門とする弁護士が **無料**で ご相談に応じます！

日時 2月25日(木) 午前10時～午後7時

ご相談の方法

2月25日(木) 当日に、下記の電話番号にお電話ください。ご予約不要です。

☎0120-254-994

【主催】日本弁護士連合会・札幌弁護士会

当ホットラインは、日本弁護士連合会災害復興支援委員会・貧困問題対策本部・消費者問題対策委員会の合同企画です。

【お問い合わせ】

札幌弁護士会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階

電話：011-281-2428

HP：<https://satsuben.or.jp/>